

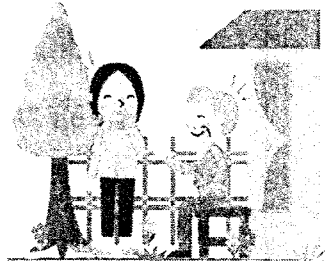
75歳以上のひとり暮らしなどの皆様を対象に 民生委員・児童委員等がお宅を訪問します

～横浜市「ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業」実施のお知らせ～

横浜市では、民生委員・児童委員、地域ケアプラザ、区役所が連携し、日常の相談支援や地域における見守り活動につなげていくため、75歳以上のひとり暮らしなどの皆様のご家庭を訪問する取組を行っています。

お住まいの地区の民生委員・児童委員が、7月から9月にかけて、対象となる皆様のお宅を訪問し、近況や日常生活の困りごとなどを伺います。

訪問する民生委員・児童委員は身分証明書を携帯しています。また守秘義務がありますので、お困りごとがありましたら、安心してご相談ください。



訪問の対象となる方

都筑区にお住まいの次の方

- ・ 75歳以上でひとり暮らしの方
- ・ 75歳以上の方だけで構成された世帯（夫婦や兄弟など）の方のうち次の地域にお住まいの方

南山田町、南山田一丁目～三丁目、北山田一丁目～七丁目、すみれが丘、勝田団地、池辺町、加賀原一丁目・二丁目、佐江戸町、見花山、富士見が丘、二の丸、川和町、川和台、葛が谷、高山、荏田東町、荏田東一丁目～四丁目、大丸、荏田南町、荏田南一丁目～五丁目

- (注) ・ 令和4年4月末時点の住民基本台帳のデータを使用しますので、実際にはひとり暮らしではない場合や入院・入所をされている場合にも、お宅を訪問させていただくことがあります。どうぞご了承ください。
- ・ 昨年までに民生委員・児童委員が訪問させていただいた方、民生委員・児童委員と既につながりのある方、介護保険の認定を受けケアマネジャーと契約している方等は対象外となるため、原則訪問はいたしません。

訪問者

各地域を担当している民生委員・児童委員

※地域ケアプラザ地域包括支援センターや都筑区役所福祉保健センター職員が訪問することもあります。

民生委員・児童委員が訪問する時期

令和4年7月頃から

令和4年9月頃まで

<問合せ>

都筑区役所福祉保健センター福祉保健課運営企画係

電話：948-2341 Fax：948-2354

※参考

■ 民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員は、法律に基づき、地域からの推薦により厚生労働大臣から委嘱されています。

生活の困りごとなどの相談を聞き、関係機関と連携して支援へ繋げたり、高齢者のお宅を訪問する見守り活動を行ったりしています。また、地域の方の集いの場の運営や、さまざまな地域の福祉活動に参加をしています。

■ 地域包括支援センター（地域ケアプラザ）について

高齢者が抱えるさまざまな相談を受け付け、介護保険をはじめとした医療や福祉等さまざまなサービスの情報提供を行っています。

保健師又は看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門のスタッフがご相談に応じます。

年末年始及び施設点検日（月1回）を除き、原則土曜・日曜・祝日も開館していますが、ご相談にあたっては、あらかじめお電話にてご連絡ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響で、今後開館状況に変更が生じる場合があります。